公益社団法人 日本技術士会
部会長 各位、委員長 各位
地域本部長 各位、関東甲信地域県支部長 各位

2021 年 9 月 30 日

新型コロナウイルス対応「緊急事態宣言」等解除を受けての対処方針

会　長

政府は、令和 3 年 4 月 23 日に発令した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について 9 月 30 日をもって解除することを決定いたしました。

皆様におかれましては、これまで本会が 2020 年 5 月 27 日付けで発出した「新型コロナウイルス対応緊急事態宣言解除をうけての対処方針」を踏まえ真摯な対応を続けていただき、心から敬意を表するものです。

なお 今後の感染再拡大を避けるため、各自治体では個別に各種要請が発せられる一方で、ワクチン・検査パッケージの導入等により、段階的に社会活動の制約が緩和される見込みです。従って、本会としても会員の方々の感染防止を継続する観点から、当面以下の方針に沿って、事業の再開に向けた検討をお願いすることとします。

１．2021 年技術士全国大会（11 月 25 日～11 月 27 日）について

2021 年度技術士全国大会は、本会にとっての創立 70 周年を記念する大会であり、本会から社会への「発信の場」と共に、会員または会員と関係各位との「交流の場」としての開催意義の実現を目指し、万全の防止策を講じた上で開催準備を進めている。国及び都道府県が示す新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる措置（*）では、基本的な感染防止策の徹底を条件にして都道府県間の移動制限が緩和されたため、各地域からの参加を検討願いたい。

(*)令和３年９月２８日『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（新型コロナウイルス感染症対策本部）

(*)令和３年９月２８日『東京都におけるリバウンド防止措置』（東京都）等

２．会議の開催について

(1) 会議開催に当たっては、ウェブ会議システムの利用を基本としつつも、会議運営の円滑化の観点などから一定数による対面参加も認める。但し、その場合の対面参加者数は会議室定員の 50%以下に止め、「密」な環境とならないよう、配席間隔や換気に留意する。

なお 遠隔地に所在する会議メンバーの対面参加は、移動中の感染リスク防止を徹底することを条件とする。

(2) 対面参加者については、体温管理の上、手指消毒、マスク着用などを義務付ける。

３．ＣＰＤ講演会について

(1) 全国の多くの会員のＣＰＤ実施に応えていくために、講師の了承の下に、会員個人へのウェブ配信や講演内容のウェブ収録を極力行うこととし、対面出席の会場を設営する場合は、出席者の定員を会議室の定員の 50％以下に止める等、「密」な環境とならないよう配席間隔や換気に留意した運営を行う。

(2) 対面出席者については、体温管理と共に、手指消毒、マスク着用などを義務付ける。

４．見学会について

主催組織は、参加者の移動中及び見学会会場における感染防止策を十分に講じるとともに見学先が要請する感染防止に関する措置を遵守することで実施可能とする。

５．懇親会、交流会について

飲食を伴う懇親会、交流会については、政府及び自治体の要請事項を順守した上で、少人数での開催可否を検討する。

以　上